



広報 まつの

平成30年

11 月号

November



平成30年第3回松野町議会定例会が、9月11日に招集され、11日及び28日に提出議案などが審議されました。主な内容は、次のとおりです。

- 報告** 松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）
- 承認** 専決処分の承認について（平成30年度松野町一般会計補正予算（第2号））
専決処分の承認について（平成30年度松野町一般会計補正予算（第3号））
▼原案どおり承認されました。
- 議案** 宇和島地区広域事務組合理約の変更について
平成30年度松野町一般会計補正予算（第4号）
平成30年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）
平成30年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
動産の買い入れについて
松野町教育委員会委員の任命同意について
松野町教育委員会教育長の任命同意について
▼原案どおり可決されました。
- 認定** 平成29年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について
平成29年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成29年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
平成29年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
平成29年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成29年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成29年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
▼認定されました。
- 諮問** 松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
▼諮問のとおり答申されました。
- 発議** 松野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
▼原案否決されました。
- その他** 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
議員派遣の件
▼原案どおり可決されました。

補正予算の概要

平成30年度松野町一般会計補正予算（第4号）

補正額：4億1千462万6千円（補正後の予算総額：38億1千911万8千円）

人件費 人事異動に伴う職員手当の調整及び7月豪雨災害対応業務に係る、時間外勤務手当の追加等、総額で162万1千円を追加。

民生費 災害救助費に、豪雨災害により被災した方々に対する支援として、ぽっぽ温泉の入浴料を、発災直後の無料開放期間を含め、8月末日までの間、被災者の方は無料、一般の方は半額としたことによる影響額の75%を町で負担するため、指定管理者に対する被災者等入浴料負担金600万円を追加するほか、被災した町内の中小企業者を支援し、早期の復旧・復興を図るために、中小企業者が銀行等より借り受けた設備整備等資金の償還利子を補填する被災中小企業者等復旧資金融資利子補給補助金22万5千円を追加するとともに、被災した事業所の修繕や備品の調達、設備の修繕に要する経費に対する補助として、1件当たり50万円を上限とした、被災中小企業者等復旧事業費補助金1千万円を計上。

衛生費 保健センター費に、消防法の改正に伴い、病院・有床診療所等に火災通報装置及びスプリンクラー等の消防用設備の設置が義務付けられたことを受け、中央診療所と併設する保健センターにもスプリンクラー等の設備を一体的に整備するため、保健センター分に係る設計監理委託料92万9千円と工事請負費1千497万3千円を計上。

一般質問

農林水産業費 農業振興費に、被災農家の営農継続のための応急的な復旧に係る支援措置として、圃場の土砂の撤去や搬出等に必要な重機のレンタル代及びオペレーター代等の経費について補助する、豪雨被害営農継続支援事業費補助金398万2千円を計上するとともに、農業経営を継続しようとする農業者を対象に、農業用施設や機械の復旧等に要する経費の一部を補助する、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金7千994万4千円を計上。

商工費 観光費に、7月豪雨災害の影響により、森の国ホテル及び虹の森公園の指定管理者である株式会社まちづくり松野では、繁忙期である夏期の収入が大幅に減少したため、運転資金の確保等緊急的な対策が必要となり、臨時的な措置として、滑床観光施設指定管理料1千500万円と河川公園施設指定管理料500万円を追加するほか、まちづくり松野出資金3千万円を計上。

土木費 道路新設改良費には、国庫補助金の追加内示を受けたことにより、町道葛川富岡線道路改良事業費として、工事請負費2千万円を追加するほか、砂防事業費には、県補助金の追加内示を受けたことにより、1か所分の集落・避難路保全斜面地震対策事業費を追加し、また7月豪雨災害により被害を受けた1か所分のがけ崩れ対策事業費の追加とあわせて、測量設計委託料38万5千円と工事請負費3千600万円を計上。

災害復旧費 農地農業用施設災害復旧費に、7月豪雨災害により被災した1か所分の農地と、2か所分の頭首工の復旧に係る工事請負費6千200万円を計上するほか、個人等が所有する農地・農業用施設において、国庫補助の対象とならない災害復旧に要する経費の一部を補助するため、農地・農林業用施設等小災害復旧事業補助金279万円を追加し、林業施設災害復旧費には、3か所分の林道施設の復旧に係る工事請負費1億2千400万円を計上するほか、複数の受益者が利用する林道施設において、国庫補助の対象とならない災害復旧に要する経費の一部を補助するため、農地・農林業用施設等小災害復旧事業補助金55万8千円を計上。社会教育施設災害復旧費には、被災した2か所分の集会所の復旧に要する経費の一部を補助するため、集会所災害復旧事業費補助金70万円を計上。

平成30年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）

補正額：5千234万5千円（補正後の予算総額：3億3千834万5千円）

施設整備費 消防法の改正に伴い、病院・有床診療所等に火災通報装置及びスプリンクラー等の消防用設備の設置が義務付けられたことを受け、中央診療所にスプリンクラー等の消防用設備を整備するため、設計監理委託料305万7千円と工事請負費4千928万8千円を計上。

平成30年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）

補正額：2千366万9千円（補正後の予算総額：7億7千966万9千円）

総務費 一般管理費に、人事異動に伴う人件費の調整として、人件費21万9千円を追加。

基金積立金 前年度繰越金を財源とする介護保険介護給付費準備基金積立金に1千190万7千円を追加。

諸支出金 前年度の国庫負担金等の精算に伴う予算措置として、償還金利子及び割引料に、返還金1千154万3千円を追加。

一般質問

土居 一誠 議員

○ 平成30年7月豪雨災害の復旧対応について

1 個々の生活再建が第一だが、町民の日常生活はおむね取り戻せたかと判断してよいのか。

町長答弁

7月豪雨により、本町では250件を超える住宅浸水被害をはじめ、道路や農地、農業用施設などの産業基盤にも甚大な被害が生じるなど、これまで経験のない困難に直面しました。この災害からの復旧復興については、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を受け、避難所運営や生活再建にかかる住宅の応急修理、学用品の供与などの費用について、国及び県の支援をいただきながら、取り組んでまいりました。

このような中で、被災をされた住民の皆さまに対して、町独自の支援策も含め様々な支援を行っています。町では、警報発表及び避難準備情報発令と同時に、保健師などによる避難所及び在宅被災者の巡回健康相談を開始したほか、発災直後の7月7日には、町民課に被災者相談窓口を設置するとともに、浸水被害等の状況調査を実施し実態把握に努めました。その後順次、保健師が在宅被災者や要支援者を個別訪問し、健康調査等を実施しています。

被災者相談受付件数は、9月10日現在、150件のほり、相談内容は、被災当初は住宅の損害や生活全般に関する内容、消毒等環境衛生面の相談が多く、一部を罹災証明、被災証明の申請に繋いでいたましたが、現在は、住家の修繕や生活再建など復旧復興に向けた内容となっています。

次に、町内の住家等の被災状況についてですが、罹災証明の判定区分結果から、全壊及び大規模半壊は該当がなく、半壊92件、一部損壊のうち、床上浸水37件、床下浸水87件、その他一部損壊2件、非住家の被災判定は37件、全体で255件となっています。その他、住宅以外の倉庫や車両・電化製品など123件の被災

証明書を発行しています。

これら被災世帯に対する生活再建支援については、この罹災証明の判定結果により、その区分に応じて支援金や補助金が支給されます。

まず、被災者生活再建支援法に基づく国の「被災者生活再建支援金」は、原則、住家が大規模半壊以上と診断された世帯を対象に、最大300万円が支給されるものですが、本町では該当がありません。

次に、県と町が支援を行う「被災者生活再建緊急支援金」は、住家が大規模半壊以上と診断された世帯を対象に、特別支援金として75万円、半壊では37万5千円、床上浸水では22万5千円が定額で支給されますが、1人世帯の場合には、その4分の3の額となります。現在のところ、合計で115件の申請を受け付けています。

さらに、本町が単独で支援を行う「浸水被害緊急支援金」は、住家において国及び県の支援金の対象外となる床下浸水と診断された世帯を対象に、住家の土砂等の撤去や住家の修繕及び家具什器類の買い換えに要した経費の一部を補てんすることにより、居住環境の早期復旧を図ることを目的として、最大10万円を補助するもので、現在、14件の申請を受け付けています。

この3つの支援金の申請受付については、長崎県庁職員の支援も得て、8月1日から開始し、申請受付期限は12月28日としています。また、現在、住家の被害が半壊及び床上浸水等の世帯に対する「災害義援金」の配分並びに住家の被害が半壊の世帯に対する「愛媛県災害見舞金」の交付のための申請受付を行っているところとです。

このほかにも、応急的な住家の修繕、住替え等に関して45件の要望が寄せられていることから、災害救助法に基づく「応急修理制度」により、半壊以上の住家被害を受けた被災者を対象として、屋根やトイレ等の日常生活に必要な不可欠の部分の応急修理を実施して、必要最低限の生活スペースを確保することとしています。この制度は、1世帯あたり58万4千円が上限となっており、現在、40件の申請を受け付けています。

以上のような支援措置の活用により、日常生活は被災前の状況におおむね戻りつつある一方で、未だに不自由な生活を強いられている方々も多く、全ての方の日常生活の回復にはまだまだ時間を要すると思われる、そういった意味では復興は道半ばにあると判断しています。

2 傷んだ町土の復旧の見通しについて

町長答弁

今回の豪雨は、広見川の氾濫や宅地内への土砂流入など甚大な被害をもたらしています。道路関係では、町道2路線で山側の法面崩壊に伴う一時通行止めや、溪流からの土砂流出が町内全域で発生し、建設環境課直営班を中心に復旧作業を実施しています。

被災規模の大きい上家地部落の町道黒ヶ谷・面谷線においては、愛媛県建設業協会宇和島地方支部鬼北分会の災害協定支援により、大量の土砂の取り除き等の復旧作業が、2週間程度の短期間で完了しました。

また、奥内の急傾斜指定地区では、家屋裏山の法面崩壊がありました。今後、がけ崩れ防災対策事業での復旧を計画しています。

次に、県道の滑床松野線は、目黒川に隣接する路側が3箇所にわたり崩壊し、全面通行止めとなり、国立公園滑床溪谷への観光客入り込み、特に森の国ホテルの経営にも大きな影響をおよぼしています。道路管理者である県によると、秋の行楽シーズンに向け、応急工事を実施し、現在は仮復旧していますが、シーズンオフには本工事に着手する予定とのこととです。

また、下鍵山松野線では、鬼北町との町境、古井谷地区の山留め擁壁上の山林において地滑りが確認され、現在、県がボーリング等の基礎調査を実施していますが、復旧には相当の期間を要する模様とです。

今回の災害においては、各方面からのご支援を賜り、徐々にではありますが、復旧復興に向かって歩を進めています。今後もゴミの広域処理により、松野町の災害ゴミを松山市の処分場に搬入するなど、国、県に働きかけながら、町としても早期完成に向けて鋭意取り組んでいきたいと考えています。

3 浸水被害のあった延野々地区、吉野地区については、広見川の堤防かさ上げの地元要望が強いが、その認識と実現への見通しについて

町長答弁

広見川河川改修については、県を事業主体として、平成元年度より、本町蔵生から鬼北町興野々までの約13・2kmの区間において事業着工されており、本町における計画工事延長は約10・5kmです。現在までの整備状況については、蔵生真土地区から吉野橋下流までの4・6km区間が、計画断面どおりの施工完了となっていますが、吉野地区から延野々古井谷地区までの約5・9kmについては、計画改修断面の約8割での暫定断面として平成26年度に完了し、現在は鬼北町工区の整備が進められているところです。

これまでの広見川河川整備により、台風、梅雨前線等の影響による大規模な被害は発生していませんでしたが、今回の7月豪雨では、上流部での集中的かつ短時間の降雨の影響で広見川が氾濫し、床下、床上浸水の被災家屋は253世帯にのぼりました。

被災した地域は、暫定断面での整備区間や、未整備区間の堤防を水位が越えたことによるものと考えられており、荒廃した山林及び小河川からの大量の土砂が河道内に堆積して河川断面を阻害している現状も踏まえて、松野町工区の計画改修断面の早期完成、河床掘削による堆積土の撤去を県に対して強く要望するとともに、再びこのような事態が発生しないように近隣市町や関係団体との連携を図り、周辺地域の治水対策に取り組んでいくこととしています。まずは、県当局に被災の状況を報告し、治水事業の必要性、緊急性を訴えていきたいと思っています。

4 延野々地区では大井水路に送水する農業井せきが崩落した。また、松丸祝井水路井せきも同様、来年の稲作に間に合うか心配されているが、見通しはどうか。

町長答弁

今回の7月豪雨災害では、農地、農林業施設、農業機械等、町内の農業、林業の分野においても、甚大な被害をもたらしていることはご承知のとおりです。

延野々地区の大井手水路取水口の頭首工の一部崩壊、松丸祝井水路への土砂流入堆積をはじめ、農地、農業用施設、林道においても、多数の被害が発生しており、国の災害復旧事業での復旧工事を申請するため、測量、設計業務を進めているところであります。

また、国の災害復旧事業の該当とならない被災場所も町内で多数発生しており、その対応策として、県において予算化された補助事業を活用して復旧に取り組みるとともに、国や県の事業の対象とならないものについては、町単独事業を新設することとしています。

来年の稲作に間に合うかどうかについては、農家の皆さまとしては一番の関心事であり、地域産業の根幹である第一次産業の復興は最重要、最優先課題でもあることから、事業を進めていく過程において、受益者に対する十分な配慮が必要と考えます。

災害復旧工事を進めるうえでは、国による災害査定など、復旧に向けた様々なスケジュールや手順があり、現時点で具体的な時期を示すことは困難ですが、特に水稲は基幹となる農作物でもあり、町内最大の水稻地帯である延野々地区をはじめとして、吉野地区、蔵生地区など被災地においては、次期作に向けた水田作業に支障がないよう、国、県の支援、指導も仰ぎながら、農地、農業用施設の早期復旧に向け鋭意努力し、農家の皆様の生産意欲の減退とならないよう努めていきます。

○JR予土線の将来見通しと対応について

1 恒常的な赤字経営を続けるJR四国は今回の豪雨災害で更に大きな経営負担を余儀なくされたが、予土線廃線の心配はないか。

町長答弁

今回の豪雨災害は各地でインフラ、ライフラインなどに甚大な被害がもたらされ、JR予土線についてもかつてない規模の被害を受け、長期的な運休を余儀なくされ、発災直後には、運休期間が2か月もの長期にわたるとの発表があり、通学の高校生をはじめ、通勤や通院で日々利用されている方々にはご心配をおかけしました。そのような状況を受け、7月19日に高知県

側を含む沿線自治体の首長とともに、高松市のJR四国本社を訪れ、一刻も早い再開を求める要望を行いました。JR四国においては、私たち沿線自治体の思いを受け止め、一刻も早い全面復旧を目指すとの決意を語っていただき、そしてその言葉どおり、当初の見込みが半分に短縮され、8月10日に運行が再開し、翌11日には運行再開記念のトロッコ列車が運行されるなど、JR四国においても、予土線の復興には全力で取り組んでいただいたと感謝する次第です。

このように、災害復旧を力強く推進していただいたJR四国の姿勢からは、直ちに予土線廃止の議論に至ることはないものと考えており、これまでのところ、JR四国の役員からもそのような発言はありません。しかしながら、これまでのJR四国が様々な場面を示唆している内容や、全国的なローカル線の状況、そして四国エリアの急激な人口減少が経営に与える影響などを考えれば、予土線の存続は決して安泰なものではないと判断しています。

このため、今後とも予土線利用促進対策協議会を中心に、沿線自治体が連携して、存続に向けた各種施策を展開する予定であり、これまでと変わらず、JR四国とタイアップしながら利用促進の取組みを進めていくこととしています。中でも、沿線住民の利用促進の取組みが重要であり、一人でも多くの方に利用していただき、予土線への愛情、愛着を示していくことが路線維持につながるのではないかと考えています。

本年度も、予土線利用促進対策協議会において新規事業を計画していたところであり、この運行再開を機に、これら事業を着実に実施し、沿線住民に「予土線に乗ろう」という意識を高め、乗ること自体が地域運動となるような活動に発展させていく決意です。

2 上下分離方式なども検討されていると聞くが、沿線自治体で財政負担に耐えられる市町村はないと考えるが見解はどうか。

町長答弁

JR四国と四国4県の協議会で、将来的な方策の一つとして検討課題に掲げられていることは承知してい

ますが、現時点では具体的な協議が進んでいるものではありません。今後、仮にそのような方式が検討されるときも、愛媛、高知両県の沿線自治体5市町でどのような負担をしていくのか、現状では全く想定できない状況です。仮にそのような方向の協議が行われることとなれば、沿線自治体にその負担に耐えうる体力があるのか、他に路線維持のための方策がないのか、町としても慎重に対応を検討しなければなりません。

3 線路敷きは国有地であるため二車線の全線舗装国道に作り替えをお願いし、国のモデル事業として無入バスを走らせる新しい発想を飛ばす考えはないか。

町長答弁

全国的な事例としては、廃線後の線路敷きを車道として活用している実例があり、そういった可能性も選択肢としてあるのではないかと考えます。鉄道敷地を無人の大型バス専用の道路に転換するというものですが、新技術を駆使した自動運転など、今後の新しい交通手段として大変興味深いものです。しかしながら、これも1自治体で取り組めるものではありませんので、将来的な検討課題の一つとして、今後の動向を見極めていきたいと考えています。

いずれにしても、現段階では、まずは予土線の利用促進を基本に進めていきたいと考えています。広見川から四万十川へと続く自然豊かな車窓からの風景、注目を集める観光列車「予土線三兄弟」など、その情報発信力は我々の思っている以上の可能性を秘めており、JR予土線が存在自体が貴重な観光資源ですので、まだまだそれらを最大限生かしていきたいと考えているところです。

板尾 喜雄 議員

○南小学校の跡地活用の推進について

142年の歴史に感謝「ありがとう南小学校 目黒の心わすれない」これは地域コミュニティの中心であり、住民が心のよりどころとしていた南小学校の今は

誰も居ない校舎で今なお訴えている卒業生全員の思いである。

町長には、「この伝統をしっかりと守り、残された南小が地域活性化の新たな拠点になるよう取り組み」と、ふるさとを後にした卒業生など全住民あての力強いメッセージをいただいている。閉校して既に半年、活性化プランとその進捗状況を伺いたい。

町長答弁

地域コミュニティの中心であった南小学校は、今後も地域活性化の拠点として存在し続けなければなりません。このため、本年度の最重要、最優先事項の一つとして、現在担当しているふるさと創生課及び教育課が連携して、先進地の視察や活用事例の調査研究を行いながら、今後の展開を検討しているところです。

学校跡地活用の事例については、先進地を訪問し、現場で携わっている方々の生の声を伺うとともに、行政側における手続きに関するスケジュールや、諸問題への対応策などを含め具体的な事例を直に確認し、その雰囲気を感じ取ってきたところです。それぞれの事例では、各自治体の事情、校舎の状況や立地条件、地域の意向など、様々に異なる背景があり、いずれもその中で活用方法を模索されてきたものです。

その中で共通しているのは、地域住民との関わりが鍵を握っているということで、これまでの地域のシンボルであった学校が、地域で望まれる形、地域が関わっていきける形となることが望ましいことは確かです。南小学校の跡地活用についても、町として考えられる選択肢を示しながら、目黒地区の住民の皆さまにも検討の機会に主体的に関わっていただきたいと考えています。

さらに、様々なアイデアや活用の方策を実現するため、意欲のある住民や団体、専門組織の参画も必要であると感じています。そのため、今後の展開としては、まずは松野南小学校活用検討委員会の皆さまとの十分な協議を行い、その検討にあたっては、目黒地区住民の皆さまの幅広い参加をいただきながら、様々な分野の皆さまが集い考える機会を設けたいと考えています。

現時点での大きな方向性としては、体育館とグラウンド

ドについては、引き続き地域での利用を中心に、校舎本体についてはどのような主体が利用できるのかを想定していきたいと考えています。具体的には、例えば南小現地において町内外の関心がある方々に集まっていたり、利活用を考えるワークショップを開催するなど、大きな視点から活用の可能性を探り、方向性を固めていく機会を作っていく、そういった基本的な方針を固めたうえで、利用主体を募集することとしたいと考えています。その際に、自由度を高めることも必要です。一方で、ある程度の規制、条件設定も固めなければなりません。

いずれにしても、地域住民にとって望ましい、そして町全体にとってもメリットのある利活用の道を模索し、これからの目黒地区の地域づくりをにらんで持続可能な、そして学校という地域のシンボルに住民が関わり続けていけるということを基本にしながら、あらゆる方向性を考慮して進めていきたいと考えています。

○農協委託店廃止に伴い休止した給油所の運用再開について

南小の閉校に引き続き、唯一のコンビ二農協委託店の廃止で、町の約3割の面積を占める地域に一つだけの給油所も休止となり、住民のほか、年間数万の滑床溪谷入り込み者の利便性が失われた。

さらには、昨今頻発する異状災害は地域の孤立化等、危機管理上もゆゆしき状況にある。

給油所を管理する農協は、危険物取扱主任者等の配置を条件に、再運用の途は残すと説明している。

一方、国（経済産業省）は、過疎集落が当面するこれらの諸問題について、具にその対応を図ろうとする提言（指針）を今年3月にまとめたが、町は、これら国の施策等を活かしながら、関係機関や住民との調整を図るなど、給油所再開に努め、地域住民や大勢の入り込み者の安心と安全、民生の安定を図るべきと考えるがどうか。

町長答弁

J A目黒店の委託販売廃止を受けて、目黒地区唯一の給油所が休止となり、住民の生活に欠かせない燃料の供給に支障が生じていることは十分に認識しています。

こうした状況は全国各地で起こっており、ガソリン需要の減少、後継者難等の課題によりガソリンスタンドが減少し続け、多くの過疎地域において安定供給に支障が生じているといういわゆる「SS過疎地問題」に、国も危機感を募らせています。SS過疎地においては、事業の採算維持が困難なケースが多く、企業努力だけでは限界にきていることが挙げられており、まさに今回の目黒のケースも同様です。さらに、近い将来、このSS過疎問題は、目黒部落のみならず全町的な問題になる可能性が高いということも認識しています。

こうした課題を解決するため、先進的な地域では、既存業者による新たな方式での展開や業者の統合、観光協会など公的機関による対応がなされており、近隣でも四万十市西土佐における地域住民による会社設立などの事例があり、それぞれ地域事情に応じた形態により対応がなされているところです。

目黒地域は、災害時に孤立する可能性が高く、そういった地域特性など危機管理上の問題や、距離的な要因にも配慮しなくてはなりません。行政が直接ガソリンスタンドの経営を支援するということについては、様々な課題があり、国の「次世代燃料供給インフラ研究会報告書」で示された方向性も検討しながら、まずは今回の状況を関係者が共通課題として認識し、所有者であるJ A、そして現在、店舗を借り受けて販売業務を行っている事業者、そして地域が一体となつて燃料供給拠点の確保に向けた取組みを進めることが必要であり、今後予定されている国の保安規制の見直しなどの動向をつかみながら、どのような形で行政が後押しできるのかを慎重に検討して進めていきたいと考えています。

○地域住民(交通弱者)の交通手段の確保について

当該地域は昨年度、農道「日の地線」が新設され、行き止まり地区に循環ルートが開け、域内9戸の生活道として機能している。

同域内では住人の大部分がコミュニティバスを利用して、バス運行でその利便性は著しく向上、歩行困難な方にとっては極めて有効な手段となるなど、住民は早期の運行を切望している。

ただし、一部新設区間は未舗装であり、その区間の路盤改良を含めた住民の強い要望に対する町長の対応をお訊ねする。

町長答弁

地域住民の交通手段であるコミュニティバスの運行について、現在、目黒循環線については、域内を一周する路線形態をとっています。運行ルートを大幅に変更することや増便するなどの対応は、現状では困難ですが、小規模な経路変更については、これまでも支障がない範囲で調整し、運行してきました。提案のルートについては、現行路線と距離的にも時間的にも大きな差異はなく、変更は問題ないとの認識をしています。が、利害関係者で組織する「地域公共交通会議」に諮る必要があることから、現地の状況や所要時間を確認したうえで早急に対応を検討していきたいと考えています。併せて、高齢化が進む中で、公共交通の果たす役割は益々大きくなっていることから、コミュニティバスの運行をより利便性の高いものにするともに、全体的な地域公共交通のあり方を検討していきたいと考えています。

また、新設された農道「日の地線」の未舗装区間については、現在のところ現況のまま利用をさせていただいていますが、農道のままでは舗装は難しいことから、公共性や利用状況を見て、地域間のバランスを損なうことのないように配慮しながら、将来的には町道への編入も視野に入れて整備を検討したい考えです。

○水田耕作放棄地の活用策について

昨年、第4回定例会の一般質問、「農業の振興対策について」で、その現状を説明し放棄地の活用策を質した。その際各般の対策を示されたところであるが、現状ではその成果を現認するには至っていない。

他市町では、協力隊員等による「山羊牧場」の運営など夢のある実例も散見する。

この際、現状を逆手に取るなど多様な発想で実効ある対策を進める考えはないか。

町長答弁

この耕作放棄地の活用策については、昨年の第1回、第4回定例会においても一般質問を受け、答弁の際にも、耕作放棄地の解消のための拡大防止対策の重要性とともに、現状の厳しさについては述べさせていただいていますが、今もその考えや取り組み、方針に変わりはなく、基幹産業の根幹となる問題であることは、十分認識しています。

農地の維持や耕作放棄地の解消など農業の課題克服については、一朝一夕に解決できないのが現実であり、具体的な成果には至っていません。私たち行政としても、地道な施策に取り組みながら、地域農業の進展のために日々の努力を積み重ねていくところです。

農業は生業として地域に深く根付いたものであります。が、まちづくりの手段としての切り口や、都市部からの移住促進施策として、そのきっかけとなる夢のある姿を示すことができれば、より農業への関心も高まり、就農者の呼び込みにも寄与するものと考えられます。

また、耕作放棄地の拡大防止、農地の活用や集積など、農業の基本をなす課題にしっかりと向き合うことが、後継者の育成、担い手の確保につながります。農地の保全と担い手の確保という両輪をうまく回転させ、前進することが肝要であり、地域農業の振興には必要であると考えます。

法改正後の農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が法令で定められた必須業務となりました。その中で、農地利用状況調査を踏まえ、遊休農地についての意向調査や非農地判定の実施など、農地の実情に応じた取り扱いが可能となり、守るべき農地が明確化されてきています。これらの趣旨を踏まえ

て、経済性を優先して担い手に集約すべき農地、環境を重視して地域が共同で守るべき農地など、農地の状況に応じた活用方針を明確にして、農業委員会とも協同し、農地に最適な活用方法を見定めながら、この課題解決に取り組んでいきます。

もう一つの担い手確保の問題では、本町の実情を考えた場合、移住者などの新規就農による後継者の確保だけでは、全町的な農地の利用集積をカバーできないのも現実であり、そうした取組みにプラスして、人・農地プランの中での担い手の位置づけが重要であると考えています。昨年の見直しにおいては、潜在的な地域内の担い手の見直し、掘り起こしも実施したところであり、認定農業者と同等の農業経営を實踐されている農業者においては、農地を守る、活用することのできる農業者と捉えて、プランの中での担い手として位置づけさせていただきました。こうした担い手への集積を図ることも、農地を有効活用し、耕作放棄地の拡大防止にもつながるものと考えており、今後も利用集積に努力していきたいと考えています。

また、町では、耕作放棄地防止対策、新規作目の振興、地域おこし協力隊ほか新規就農者の確保、育成を目的とした、農地開発団地の開墾事業を順次進めています。その実績はまだ微々たるものかもしれませんが、耕作が滞っていた農地が、新たな園地として再生し、次世代の農業者のモデルとしての位置づけができれば、そこから夢のある農業、産業へと発展するのではないかと、今は小さいながらも明るい展望が開けるのではないかと期待しているところです。

本町のような中山間地域では、それぞれの農家が受け継いできた農地を守るために、私財を投資しながら維持管理されている実情も十分に理解しています。この努力に敬意を表しつつ、町農林公社をはじめ農作業受託組合などが、組織活動の充実、拡充を図ることにより、農地の保全、維持、ひいては農業の組織的な受皿となりうることも、今後の町農業を考えるうえでは必要不可欠な状況ではないかとも捉えています。若い農業者をリーダーとする農業法人の立ち上げなども模索し、近い将来の農業を思い描きながら、今後も町農政を前進させたいと考えています。

体育祭・運動会

各小中学校で体育祭・運動会が開催されました。中学校は、天候の影響で順延しての開催となりましたが、子どもたちは一致団結し、優勝を目指し競い合いました。

松野中学校

9/11

未来に繋ぐ 51年目の伝統 燃ゆる松中魂



松野東小学校

9/16

がんばれ東っ子 笑顔あふれる運動会



松野西小学校

9/16

走れ とべ みんなでしょうりをつかむまで





百賀 (数え100歳)	7名
白寿 (数え99歳)	2名
卒寿 (数え90歳)	49名
米寿 (数え88歳)	46名
傘寿 (数え80歳)	46名
喜寿 (数え77歳)	53名



9月14日(金)、コミュニティセンターで敬老式が開催されました。式のオープニングでは、松丸保育園、吉野生保育園の園児による可愛らしい踊りや、お祝いのメッセージが披露された後、坂本町長から当日ご出席された祝いのメッセに代わって、感謝の言葉と記念品が贈られました。また、来賓を代表して松野町議会の加藤議長から祝辞をいただきました。その後、町内各小学校の児童による作文発表が行われ、大好きなおじいさん、おばあさんへ感謝の気持ちのこもった作文に、にこやかな表情で、耳を傾けておられました。

この他にも、松野町消費生活相談員による悪質商法予防講話、フレンドまつりの有志による踊りが披露され、敬老式は盛会のうちに終了しました。

高齢者の皆さん、これからもお元気で過ごしてください。

9 14

松野町敬老式



9 26

野いちごの会と 地域おこし協力隊が交流

9月26日(水)、目黒地区の女性グループ「野いちごの会」の定例会が行われました。

野いちごの会では、定期的に会合や研修の機会を設け交流を深めながら楽しく活動されており、今回は地域おこし協力隊の皆さんが招かれました。

移住定住施策として、町から地域おこし協力隊制度の説明を行った後、出席した6人の隊員から、自己紹介を兼ねてそれぞれの活動紹介が行われました。若い隊員の熱心かつユニークな話しぶりに、参加した皆さんからは笑顔がこぼれていました。

交流タイムでは、野いちごの会の皆さんと協力隊のメンバーが親しく話ができたようでした。お互いの理解が深まる良い機会となりました。



森の国まつりの応援団 関西支部の集い開催

9月15日(土)、大阪市で森の国まつりの応援団関西支部の集いが開催されました。当日は、関西支部会員だけでなく、関東支部からの参加者もあり、総勢79名が意見交換などを行い交流を深めることができました。

また、会員の皆様からの協力により松野町災害応援寄付金が贈呈されました。

森の国まつりの応援団は、故郷を同じくする者同士、また、松野町を応援したいという方が集まった組織で、松野町への思いを語り、様々な提言をいただいています。

今後も松野町の活性化のために活動が展開されますよう、お知り合いの方や、我こそはと思う方は、ぜひ当応援団に入団をお願いします。



【問い合わせ先】 ふるさと創生課内
森の国まつりの応援団事務局 ☎42・1116



人権の広場

オーストラリアで感じた人権

松野中学校 三年 東 歩希

岡田 和

芝 珠李

町人材育成基金海外語学研修事業で私たち中学生3名は、引率の先生と10日間のオーストラリアに研修に行きました。

この研修では、人権の視点からも多くの気づきがありました。私たちが研修した学校で特に気付いたことがあります。一つ目は幼い子どもを育てながら働いている女性の校長先生が二人勤務されていたことです。負担が少なくなるように曜日を決めて勤務されるなど、工夫をされていました。「女性だからできない」ではなく、「女性だからできる」に変える柔軟な考え方は日本とは違うと感じました。二つ目は、様々な人が理解し合うための環境が整っていることです。先住民アボリジニについて文化や歴史を学習する本が置いてあったり、体験できるカリキュラムがありました。また、聴覚障がいがある子どもには、手話ができる先生がいつもついて同じ教室で共に学んでいました。

オーストラリアは、多様な人種、民族の集う国だからこそ、お互いを理解し合おうと努力しているのだと思います。私たちは、学んできた良い点を生かして、みんなが住みやすい町にしていきたいです。



教育長・教育委員・中央公民館長紹介

10月8日付けで教育長に三好秀二さん、10月1日付けで教育委員に杉本光さん、中央公民館長に毛利正幸さんが就任しました。町民の皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。



▲教育長 三好秀二さん



▲教育委員 杉本 光さん



▲中央公民館長 毛利正幸さん

ま ち の 投 句 箱

葛句会 九月例会句会 於 町民センター

霧こめて空車で下る終列車
農具市小さき鎌を選び買ふ
土壁の土匂いだす鹿火屋かな
雨止みて競ふが如く蟬しぐれ
かな文字の如く蚊遣りの煙かな
彼岸花途切れて城の乾門
枝先を揺るぎなき風朝涼し
盆行事つぎつぎありて月変わる

伊井 はじめ
伊藤 富子
川嶋 健佑
金谷 重子
金谷 文恵
谷 きよし
布 康江
ひの たいら

俳句のポスト投句作品優秀句 九月投句分

夏雲仰ぐばつば湯の寝椅子かな 大洲市 清水 星凜
いつまでも残る鐘の音流灯会 宇和島市 城
和英辞書「秋」の一語を引いて見し 松野町 満 雪

選者 谷 きよし (葛句会長)

第5回 不器男の庭

「あなたなる」

地域おこし協力隊 川嶋健佑

今年は類を見ないほど台風が日本列島を通過しました。台風は俳句の世界では秋の季語になります。台風が季節が終わるとだんだんと朝晩が寒くなり秋らしい気候になってきます。不器男さんの代表句「あなたなる夜雨の葛のあなたかな」の葛の花も秋の季語です。葛は秋の七草のひとつです。この句には「二十五日仙台につく。みちはるかなる伊予の我が家をおもへば」という長い前書きがあり、進学先の仙台で作られた句であることが分かります。

この句が雑誌に掲載されたときは雑誌の片隅に掲載され目立たなかったのですが、翌月に高浜虚子が鑑賞文に取り上げ一躍有名になりました。

虚子の鑑賞によれば、句の中の葛は実際に目の前にある葛ではなく故郷を思い出しているときにふと心の中に描き出された光景で、この句では「あなたなる」と最初に故郷に思いを馳せ「あなたかな」で終わっているのが成功していると虚子は言います。

さて、本町では葛の花がどのあたりできれいに咲いているのでしょうか。もし見つけたら不器男さんの「あなたなる」の句を思い出してみてください。

防災安全コーナー

秋の全国交通安全運動

～反射材 自分をアピール 防ぐ事故～

9月21日(金)から30日(日)の10日間、秋の全国交通安全運動が実施されました。

町内でも、21日には、鬼北交通安全協会各支部(松丸、目黒、吉野生)の役員が交通安全旗を掲げた車でパレードし、大門橋周辺の沿道では交通指導員が中心となった「人の輪作戦」として、プラカードでドライバーに交通安全を呼びかけました。

併せて、期間中には児童・生徒を対象とした街頭指導が行われ、鬼北交通安全協会の各支部役員、交通指導員、地域の皆さんのご協力により、子どもたちの安全な通学と通勤者などへの交通安全及び交通事故防止の取組みが行われました。また、各保育園児による交通安全行事では、可愛い園児たちのダンスで交通事故防止を訴え、自らも交通ルールを守ることが誓いました。

夕暮れ時の自動車・自転車の早めのライト点灯、歩行時の反射材の着用など、交通事故防止に努めましょう。



お悔み (敬称略)

(住所) (死亡者) (享年)

松丸 森本 正一 82歳
豊後 鈴木 玉子 91歳
奥野川 長谷 富代 83歳
ご冥福をお祈りいたします。

ご寄付お礼 (敬称略)

☆社会福祉協議会へ

平田 孝行 松野町
関本美恵子 松野町
鈴木 孝一 松野町
吉田真佐美 松野町
長谷 正明 松野町
☆広報送付お礼
宇都宮節子 長崎県
ありがとうございます。

町の人口

平成30年9月30日現在
※外国人を含みます。

世帯数 2,070世帯(-25世帯)

総人口 4,026人(-27人)

男1,889人 女2,137人
(9月中の異動)

○出生 0人 ○死亡 4人
○転入 42人 ○転出 65人

農業委員会だより (11月号)

農業者年金をご活用ください

農業者年金とは、農業者の老後の生活の安定のため、国民年金の上乗せ年金として設けられた制度です。国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。

農地を所有していない配偶者や後継者などの家族従事者も加入でき、また脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は、将来受給する年金の原資となります。

農業者年金には国が支える公的年金として5つの大きな特徴があります。

① 自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立て、この年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の積立方式で少子高齢時代に強い年金です。

② 自分が必要とする年金額の目標に向けて、月額2万円から6万7千円までの間で保険料を決められます。

③ 年金は生涯支給されます。また、加入者・受給者が80歳までに亡くなった場合は、死亡一時金が遺族に支給されます。

④ 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。

⑤ 認定農業者で青色申告をしている方、保険料納付期間が20年以上見込まれるなどの一定の要件を満たす方は、将来農業の担い手として、国から月額最高1万円の保険料補助を受けることができます。

年金は家族一人ひとりに準備することが大切です。将来設計を立てる場合には、農業者年金をぜひ活用ください。
農業者年金について、不明な点があれば農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

※今月の女性農業委員伝言板は、都合により休載します。



【問い合わせ先】 農業委員会事務局
☎ 42・1114

各種無料相談所の開設について

1 行政相談

【日時】 11月12日(月)10時～12時
【場所】 町民センター 1階 婦人室
【内容】 行政に関する苦情や要望
【相談員】 山崎 ルリ子(行政相談委員)

2 心配ごと相談

【日時】 11月12日(月)10時～12時
【場所】 町民センター 1階 老人室
【内容】 心配ごと相談
【相談員】 民生児童委員

3 人権相談

【日時】 11月12日(月)10時～12時
【場所】 町民センター 1階 老人室
【内容】 人権相談
【相談員】 人権擁護委員

南予版民泊セミナー参加者募集!

今年6月に施行された住宅宿泊事業法による民泊に関するセミナーを開催します。民泊予約サイト Airbnb(エアビーアンドビー)の活用方法の紹介もありますので、空き家を活用したい、農家民泊に興味がある方など、民泊の開始に関心がある方の参加を募集します。(定員80名・無料)

【日時】 12月6日(木)14時～16時

【場所】 県歴史文化博物館 第1・第2研修室
(西予市宇和町卯之町4-11-2)

【内容】

民泊届出と「いやしの南予・体験泊」(南予地方局)グローバルプラネットフォーム Airbnbを活用した民

泊経営 (Aibnb)

サイクリスト向けおもてなし (シクロツーリズムしまなみ)

【申込】 名前、団体・事業所名、お住まいの市町名、連絡先 (電話又はメール) を FAX 又はメールにてお申込みください。 (11月29日)

〒22・0576

nan-seisaku@pref.ahime.lg.jp

【問い合わせ先】

南予地方局 総務企画部 地域政策課

〒28・6143

陸上自衛隊高等工科学学校生徒募集

自衛隊宇和島地域事務所では、陸上自衛隊高等工科学学校生徒を次の日程で募集します。

1 一般採用 (第1次) 試験

【応募資格】 中卒 (見込みを含む) 17歳未満の男子

【受付期間】 平成31年1月7日 (月) 締切

【試験日】 平成31年1月19日 (土)

【試験場】 宇和島市役所

【試験科目】 国語・社会・数学・理科・英語 (択一式) 及び作文 (500文字程度)

2 推薦採用試験

【応募資格】 中卒 (見込みを含む) 17歳未満の男子

【受付期間】 平成30年11月30日 (金) 締切

【試験日】

【試験科目】

【試験科目】 口述試験、筆記試験 (作文を含む) 及び身体検査

【問い合わせ先】

平成31年1月5日 (土) ~ 7日 (月) のうち指定する1日

【試験場】 陸上自衛隊高等工科学学校

(神奈川県横須賀市御幸浜2-1)

【試験科目】

【試験科目】

【問い合わせ先】

自衛隊宇和島地域事務所 (宇和島地方合同庁舎1階)

〒23・5431

平成31年度入校選考 (中期募集) のご案内

県立新居浜高等技術専門校では、中期募集の入校選考を実施します。

【募集科目】

高等学校卒業者を対象とした2年間課程

メカトロニクス科、自動車整備科、メタル技術科

【入校日】 平成31年4月10日 (水)

【願書受付】 11月12日 (月) ~ 12月7日 (金) 必着

【選考試験】 12月14日 (金) 9時30分から

【合格発表】 12月21日 (金)

【問い合わせ先】

県立新居浜高等技術専門校

〒792-0060 新居浜市大生院1233-2

☎0897・43・4123

☎0897・41・9880

踏切事故防止防止キャンペーンについて

踏切事故防止については、従来から各種交通安全運動等の機会あるごとに注意喚起しているところですが、平成29年度も踏切事故が14件 (平成28年度は20件) 発生し、鉄道・軌道運転事故の約6割を占め、これにより7名が死亡しています。

踏切事故は、一旦発生すると重大な事故につながるおそれが高く、その原因のほとんどが直前横断 (遮断機くぐり、突破、警報無視、一時停止確認の不履行) と停滞 (退出不能)・落輪であることから、踏切通行者のマナー向上が望まれます。

このため、こうした事故を未然に防ぐためには、踏切事故防止に係る広報活動を積極的に展開する必要があります。

踏切事故防止推進協議会では、踏切事故防止に関する広報活動の一環として、次のとおり「踏切事故防止キャンペーン」を展開し、自動車ドライバー等に対し踏切事故防止に対する意識の高揚を図ることとしましたので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

【実施期間】 11月1日 (木) ~ 11月10日 (土) までの10日間

【実施機関】 踏切事故防止推進協議会

四国運輸局が実施主体となつて、行政機関、鉄道・軌道事業者、自動車関係団体等の協力を得て、「踏切事故防止キャンペーン」を推進する。

【スローガン】「行きたいと はやる心に しゃ断機を」

最低賃金改正のお知らせ

愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10月1日から施行されています。

この決定により、10月1日以降分として労働者に支払う賃金は1時間764円以上としなければなりません。

次の点についてご留意ください。

・県内に派遣されて働く派遣労働者についても適用されます。

・最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

【問い合わせ先】

愛媛労働局 賃金室 ☎089・935・5205

宇和島労働基準監督署 ☎22・4655

標準営業約款（Sマーク）制度について

標準営業約款制度とは、消費者の利益擁護の観点から、理容業、美容業、クリーニング業、一般飲食店営業などの日常生活に密接に関連する生活衛生関係営業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が、営業者からサービスを受けたり商品を購入したりする際の選択の利便を図ることを目的として、創設された制度です。

この標準営業約款は、財団法人全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の認可を受けて、大臣の指定する業種ごとに、営業方法や取引条件等を定めたもので、県内では、次の4業種について登録することができます。

- ・理容業
- ・美容業
- ・クリーニング業
- ・一般飲食店営業



【安全・安心を約束する3つの「S」】

- Safety（安全）
Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。
- Standard（安心）
Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供できるよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。
- Sanitation（清潔）
Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供できるよう、営業施設又は設備についての基準を定めています。

標準営業約款「Sマーク」は、消費者の皆さんにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

【登録の申込み・問い合わせ先】
（財）愛媛県生活衛生営業指導センター

☎089・924・3305

11月 納期（町税等）のお知らせ

今月の納付期限は次のとおりです。期限までに納付しましょう。

税 目	納期限
国民健康保険税（5期）	11月30日（金）
介護保険料（5期）	
後期高齢者医療保険料（5期）	

【問い合わせ先】

町民課 税務係 ☎42・1112

点字版・音声版の選挙公報（愛媛県知事選挙）の配布案内

点字版・音声版の選挙公報の配布希望を受け付けています。配付を希望する視覚障がいのある方はご連絡ください。なお、県広報誌「愛媛のえひめ」（点字版・音声版）の購読世帯には送付予定です。

【料 金】 無料

【申込方法】 11月9日（金）までに電話、FAX又はメールで問い合わせ先へ

【問い合わせ先】 県選挙管理委員会事務局

☎089・912・2212

FAX089・912・2209

✉senkyo@pref.ehime.lg.jp

平成30年7月豪雨で被災された事業者の皆様へ

事業復旧に活用できる補助金のご案内

平成30年7月豪雨災害に係る松野町被災中小企業者等復旧事業補助金

対 象 者	平成30年7月豪雨で被災した中小企業者等で、 ①町内に住所及び事業所を有する個人事業主 ②町内に主たる事業所を有する会社
対 象 事 業	被災した中小企業者等が行う事業復旧のために必要な ①事業所の修繕 ②備品の調達や修繕 ※備品…各種機械器具、什器、設備など
補助対象経費	修繕料、備品費、工事費
対 象 期 間	平成30年7月6日～平成31年3月31日までに実施されたもの
補 助 率	事業費の3分の2以内
補助金上限額	50万円
申 請 期 間	平成30年10月1日～平成31年3月31日

【問い合わせ先】 ふるさと創生課 商工観光グループ ☎42-1116 ✉m-sousei@town.matsuno.ehime.jp

第19回愛媛県知事選挙

投票日 11月18日(日) 投票時間／7時～20時

～リーダーは選べる。さあ、みんなで選ぼう！～

任期満了に伴う第19回愛媛県知事選挙は、11月1日(木)告示、11月18日(日)投・開票の日程で執行されます。

今回の選挙は、これからの県政を決める大切な選挙です。有権者の皆さん一人ひとりが県政に参加する最も良い機会ですので、棄権せずに自らの意思で貴重な一票を投じましょう。



投票できる人

平成12年11月19日までに生まれた人で、平成30年7月31日までに松野町に住民登録をし、引き続き3か月以上町内に居住している人。

入場券

告示日以降に皆さんの投票所をお知らせする入場券をハガキで郵送しますので、投票所へお持ちください。

なお、入場券がなくても投票資格があれば投票できます。投票所で申し出てください。

期日前投票

投票日に仕事や冠婚葬祭、旅行やレジャーなどで投票区域外へ出かける人や、治療・出産などのため歩行や外出が困難になると予測される人は期日前投票ができます。

○ 期 間：11月2日(金)～11月17日(土)までの16日間【投票時間／8時30分～20時まで】

○ 場 所：コミュニティセンター1階 選挙管理委員会事務所

その他

身体が不自由な方や自分で投票できない方のための代理投票や目の不自由な方のための点字投票他、郵便での投票、指定された病院や施設での不在者投票、商用・出稼などにより、町外に滞在している人は、滞在先の市区町村役場で不在者投票ができます。

【問い合わせ先】 町選挙管理委員会事務局 ☎42-1111

松野町議会議員選挙

投票日 平成31年2月17日(日) 投票時間／7時～20時

選挙期日 平成31年2月17日(日)

告示日 平成31年2月12日(火)

投票できる人

平成13年2月18日までに生まれた人で、平成30年11月11日までに松野町に住民登録をし、引き続き3か月以上町内に居住している人。

ただし、投票日当日までに町外へ転出された人は投票できません。

入場券

告示日以降に皆さんの投票所をお知らせする入場券をハガキで郵送しますので、投票所へお持ちください。

なお、入場券がなくても投票資格があれば投票できます。投票所で申し出てください。

期日前投票

投票日に仕事や冠婚葬祭、旅行やレジャーなどで投票区域外へ出かける人や、治療・出産などのため歩行や外出が困難になると予測される人は期日前投票ができます。

○ 期 間：平成31年2月13日(水)～16日(土)までの4日間【投票時間／8時30分～20時まで】

○ 場 所：コミュニティセンター1階 選挙管理委員会事務所

【立候補予定者説明会】

*日 時 平成31年1月24日(木) 13時30分～
*会 場 町民センター 2階大会議室
*出席者 立候補予定者及び関係者
(予定者1名につき、3名以内)

【立候補受付】

*日 時 平成31年2月12日(火) 8時30分～17時
*会 場 町民センター 2階大会議室

【問い合わせ先】 町選挙管理委員会事務局 ☎42-1111

○ 職場で腰痛予防しましょう！

中央診療所 リハビリテーション科

労働災害で最も多いのは腰痛です。腰痛の発生が多い仕事は、重量物の上げ下ろし、長時間の立ち・座り作業、介護、看護、車両を運転する仕事が挙げられます。

職場での腰痛の主な要因

姿勢・動作要因

- ・重量物の持ち上げ
- ・人の介護・看護
- ・長時間の同じ姿勢
- ・不自然な姿勢
- ・不用意な動作



環境要因

- ・振動を伴う操作・運転
- ・寒冷・多湿な空間
- ・滑りやすい床面・段差
- ・暗く見えにくい空間
- ・狭く乱雑な空間



腰痛

個人的要因

- ・年齢や性差
- ・体格と作業空間
- ・筋力やバランス
- ・既往歴や基礎疾患



心理・社会的要因

- ・仕事へのやりがい
- ・上司や同僚との関係
- ・仕事上のトラブル
- ・過剰労働や心理的負担



●4つの要因は密接に関わります

●1つでも不具合があると腰痛になるリスクがあります

姿勢・動作に問題がある場合

職種に応じて、腰に負担のかからない姿勢を心がけましょう。

●物を持ち上げる(重量物の運搬や介護・看護職に多い)

良い例



【ポイント】

- ・対象物を身体に近づける
- ・重心を低くする
- ・身体のひねりを少なくする

●椅子に座る(デスクワークや運転職に多い)

良い例



【ポイント】

- ・前傾姿勢を避ける
- ・長時間同じ姿勢をとらない
- ・机や椅子の高さを調整する
- ・クッション等の腰当てで調整

作業環境に問題がある場合

作業環境を見直して腰痛を予防しましょう。



1. 温度を適切に保つ



2. 適切な明るさを保つ



3. 滑りにくい床面を保つ



4. 福祉用具を使う



5. 設備レイアウトや空間の広さを適切に保つ



6. 振動を軽減するため工夫する

引用文献：理学療法ハンドブック シリーズ3腰痛
公益社団法人 日本理学療法士協会

●中央診療所でのインフルエンザ予防接種について

期 間：10月15日(月)～12月28日(金)

時 間：16時～17時 (予約不要)

※診察のある方は、診察時に接種することができます。

※出張診療所(目黒：第1木曜日 吉野：第2木曜日 谷口：第3木曜日)では、13時30分～15時まで接種することができます。

～中央診療所の外来診療時間～

受付時間 7時～11時30分 12時～17時 診療時間 9時～12時 14時～17時15分

○土・日・祝祭日・年末年始は休診です。(開業医、休日当番医をご確認ください。)

○健康診断、予防接種等に関する予約等については診療時間内にお問い合わせください。

～目黒(第1木曜日)・吉野(第2木曜日)・谷口(第3木曜日)診療所の外来診療時間～

受付時間 13時～16時 診療時間 13時30分～16時30分 ※都合により変更する場合があります。



11・12月は「滞納整理強化期間」です

県では11・12月を「市町村税・県税 一斉滞納整理強化期間」とし、県内の全市町、県及び愛媛地方税滞納整理機構が一丸となって、差押などを中心とした滞納整理に集中的、かつ強力に取り組めます。

税金及び保険料は、私たちが健康で安心して暮らせるよう、様々な事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。町税などの滞納が続くと期間に応じ延滞金が加算されます。納期限が過ぎ未納となっている人は早急に納付してください。

また、大多数の人が納期限内に納付している中で、納税相談もなく滞納を続ける人には、税負担の公平性のために財産調査や差押などの滞納処分を執行します。

滞納処分が行われる前に、自主的な納税をお願いします。

「夜間・休日収納窓口及び納付相談窓口」について

町民課及び建設環境課では、以下の期間中に申し出に応じて夜間・休日収納窓口及び納税相談窓口を開設します。町税、保育料、住宅使用料（家賃）、水道使用料の納付をはじめ納付相談も受け付けます。

日中や平日に納付、相談することが困難な方、日中では人に聞かれることが心配でなかなか相談出来なかった方など、申し出のうえ、是非ご利用ください。

※申し出を受け、その都度窓口を開設します。**必ず電話等で連絡をし、希望の日時を伝えてください。**

【休日窓口開設可能日時】

12月1日～2日（土、日）・12月8日～9日（土、日）

9時～17時までの希望の時間帯

【夜間窓口開設可能日時】

11月1日（木）～12月14日（金）までの開庁日

19時までの間で希望の時間帯

- 町税・保育料の窓口開設申し出は ➡ 町民課（役場1階） ☎42-1112
- 住宅・水道使用料の窓口開設申し出は ➡ 建設環境課（役場2階） ☎42-1115

国民年金保険料のご案内を民間委託しています

日本年金機構では、**国民年金保険料の納め忘れ**の方に対して、電話・文書・個別訪問による納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を**民間事業者へ委託**しています。

《平成30年10月から》

ご案内させていただく民間事業者（宇和島年金事務所）

(株)バックスグループ

問い合わせ先 ☎0120-963-729

振り込め詐欺などにご注意！

- ◆ 民間事業者は、日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いいただくようご案内します。このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。
- ◆ 平成29年10月以降、民間事業者の訪問員による収納業務を廃止していることから、現金をお預かりすることはありません。

日本年金機構

<http://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構

で

検索

《問い合わせ先》

宇和島年金事務所国民年金課

☎22-5344

平成31年度 保育園入園申込について

平成31年4月からの保育園の利用について、申込受付を行います。
提出書類を確認のうえ、下記期間内に受付場所へ提出してください。
年度途中での入園希望の場合も期間中に受付します。期間中に申込をしていない児童の途中入園はご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

【受付期間】 11月5日(月)～11月16日(金)

【受付場所・時間】 新規入園希望者・・・町民課
9時～17時(土曜日・日曜日を除く)
継続入園希望者・・・各保育園
7時30分～18時(日曜日を除く)

【提出書類】 ①②の書類は、各保育園又は町民課で配布します。
①支給認定申請書兼入園申込書
②雇用証明書等、保育が必要であることが確認できる書類
(保育の必要性の事由により、確認書類が異なります)
③平成30年度市町村民税課税証明書
(平成30年1月1日現在、松野町に住所がなく、かつ個人番号の提出がない方)



1 保育を必要とする事由について

保護者が下記のいずれかに該当することにより、家庭で保育することができないため、保育園等で保育することが必要であると認定されます。

- (1) 就労していること(月48時間以上)
- (2) 妊娠中又は出産後であること
(出産予定月の前3か月から、出産した子どもが1歳に達する月の末日まで入園可)
- (3) 疾病にかかり、若しくは身体に障がい有していること
- (4) 同居又は長期入院している親族を常時介護・看護していること
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたること
- (6) 求職活動中であること(90日の期限付きで入園可)
- (7) 就学していること
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
(出産した子どもが1歳に達する月の末日まで入園可)

2 保育の必要量について

就労等の事由により保育が必要な場合、次のいずれかの利用時間となります。

- 「保育標準時間」・・・1日最大11時間利用できます。(7時30分～18時30分)
保護者が月120時間以上就労している場合
- 「保育短時間」・・・1日最大8時間利用できます。(8時～16時)
保護者が月48時間以上120時間未満の就労の場合

※保育を必要とする事由によって、短時間しか利用が認められない場合があります。



3 零歳児保育について

零歳児の受け入れは、松丸保育園のみとなり、生後6か月以降の入園となります。
なお、年齢は平成31年4月1日現在が基準となります。

【問い合わせ先】 町民課 児童福祉係 ☎42-1113

平成30年分年末調整及び消費税の軽減税率制度についての説明会の開催について

宇和島税務署では、平成30年分年末調整の仕方及び消費税の軽減税率制度について、次の日程で説明会を開催します。
なお、年末調整関係書類を封入した封筒を、事前に送付しますので、ご来場の際には必ずご持参ください。

平成30年分年末調整等説明会の開催日程

開催日	開催時間	開催会場	対象地域
11月13日(火)	13時30分～16時	鬼北町 近永公民館 2階 講堂	宇和島市三間町 鬼北町・松野町
11月14日(水)	13時30分～16時	愛南町役場 本庁舎3階 大会議室	愛南町
11月20日(火)	9時30分～12時	宇和島市立 岩松公民館 2階 大会議室	宇和島市(個人事業者)
	13時30分～16時		宇和島市(法人事業者)

説明会は、対象地域にかかわらずご都合の良い会場にご来場いただけます。

【問い合わせ先】 宇和島税務署 ☎22-4511

広見川水系の水質調査結果

採水日：平成30年8月29日

河川名	項目	水素イオン濃度 (PH) ①	浮遊物質 (SS) ②	生物化学的 酸素要求量 (BOD) ③	溶存酸素量 (DO) ④	大腸菌群数 ⑤	過マンガン 酸カリウム 消費量 (KMnO4消費量) ⑥	濁度 ⑦
	基準値	6.5以上～ 8.5以下	25mg/ℓ以下	2.0mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	参考値	参考値
広見川	五郎丸橋	8.61	1未満	0.74	8.80	23,000	5.4	1.7
	大門橋	8.51	1未満	0.69	8.46	23,000	5.1	1.6
	真土橋	7.98	1未満	0.68	8.15	33,000	4.7	1.6
鰯川	鰯川河口	7.45	1未満	0.36	7.67	240,000	4.7	1.2
石ヶ内川	豊岡めがね橋	7.55	5.0	0.58	6.91	79,000	3.8	1.7
延行川	谷口橋	7.75	3.0	1.44	7.52	350,000	5.4	3.2
奥野川	奥野川河口	7.84	1.5	0.78	7.84	49,000	4.7	0.8
堀切川	J R 鉄橋	7.64	1未満	0.62	7.71	240,000	4.7	1.4
目黒川	寺橋	7.15	1未満	0.29	8.08	4,600	3.8	0.6
家地川	県境	7.97	2.0	0.49	8.18	350,000	3.8	1.3

※生活環境の保全に関する環境基準（環境省）「河川：類型A」（①～⑤該当：水道2級、水産1級、水浴が出来るもの）を基準値に設定しています。
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域（河川上流部）の水産生物用の部分が上記環境基準に適合していない箇所です。

「みんなの川です、川を汚さないようにしましょう。」

- ①水素イオン濃度（PH）………酸性、アルカリ性を示す指標で、「7」は中性、「7」を超えるとアルカリ性、「7」未満では酸性を示します。水温によって変動し、極端なアルカリ性化、酸性化は河川に生息する水生生物等に悪影響を及ぼします。
- ②浮遊物質（SS）………溶けないで水中に浮遊している粒径2mm以下の物質の量で、数値が高いほど水が濁っている状態です。浮遊物質が多いとヘドロ等がたまり、魚介類に悪影響を及ぼします。
- ③生物化学的酸素要求量（BOD）………水中にある有機物を、好気性微生物が分解するときに消費する溶存酸素の量です。河川の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この数値が大きいほど川が汚れていることになります。
- ④溶存酸素量（DO）………水中に溶解している酸素の量のこと、濃度が低下すると好気性微生物の活動が抑制され水域の浄化作用が低下します。酸素の無い川や少ない川では、悪臭が発生し、魚介類は生存できなくなります。
- ⑤大腸菌群数………一般的に糞便汚染の指標とされていますが、この大腸菌群には大腸菌とよく似た性質の無害な菌も含まれています。自然界（土壌・湖沼・河川・生物など）にも多く存在します。
- ⑥過マンガン酸カリウム消費量………被酸化性物質である有機物等（一部無機質も含む）によって消費される過マンガン酸カリウム消費量のこと、有機物等が多いと数値が高くなります。（水道水質基準値は10mg/ℓ、快適水質目標値は3mg/ℓ）
- ⑦濁度………水の濁りの程度を数値で表したものです。一般的に河川の上流部では1～10度で、下流に行くに従って50～90度程度になります。（水道水質基準値は2度以下）

特別児童扶養手当について

身体又は精神に中度以上の障がいがある児童を監護している父若しくは母又は養育者に対して、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

1 手当の対象となる児童

一定以上の障がいがある20歳未満の児童。ただし、施設等に入所している児童は対象になりません。

2 児童一人あたりの支給月額

(1) 1級（重度障がい児）51,700円

(2) 2級（中度障がい児）34,430円

ただし、所得によっては支給停止になる場合があります。

3 手当の支給月

手当の認定請求をした日の翌月分から支給され、年3回（4月・8月・11月の11日）に分けて指定口座へ振り込まれます。

4 手当の申請に必要なもの

- (1) 認定請求書
- (2) 請求者及び対象児童の戸籍謄本
- (3) 診断書
- (4) 振込先の通帳
- (5) 印鑑
- (6) 個人番号が分かるもの及び身元確認ができるもの
- (7) その他必要な書類

※認定された場合、年1回所得状況等の届出が義務づけられています。

※認定は有期認定となっており、数年に1度、診断書等を添付し再認定の申請が必要となります。

【問い合わせ先】 町民課 ☎42-1113

平成30年秋季全国火災予防運動の実施について

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とします。

2 全国統一防火標語

『忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認』

3 実施期間

11月9日(金)～11月15日(木)

4 重点目標

(1) 住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の設置が義務化され、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れていますが、未だ設置していない世帯が2割にのぼるのが現状です。

また、今後数年でその多くが設置後10年を迎えることから、電池切れなどにより火災時に適切に作動しなくなることが懸念されています。住宅用火災警報器の設置はもちろん、定期的に動作確認を行うなど維持管理に努めましょう。

(2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

たき火を行う場合は、その場を離れることなく、いつでも消火できるように水バケツなどの消火用具を準備しておき、たき火を終えた際は、必ず消火するようにしましょう。また、風の強い日にたき火を行うことは延焼拡大する危険性が高いことから控えるようにしましょう。

(3) 放火火災防止対策の推進

放火されない環境づくりを推進するため、地域住民一人ひとりが放火火災に対する注意を心がけ、屋外に可燃物を放置しないなど放火火災対策に取り組みましょう。

(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

飲食店・物品販売店舗・ホテル・病院・老人福祉施設などの不特定多数の人や高齢者などが利用する施設では、防火管理体制、避難施設及び消防用設備等の維持管理を徹底し、対象物の防火安全対策に努めましょう。

(5) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進

自動車や電気製品及び燃焼機器など、火災の発火源となることが多い製品については、適切な使用、維持管理を行い製品火災の未然防止に努めましょう。

(6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

地域のイベント、祭りなどの多数の方が参加する催しにおいては、火災が発生すると被害が甚大となる恐れがあります。主催者、露店業者等は、ガソリンやLPガス等の危険物の取扱い方法を熟知することはもちろん、万が一の火災に備えて消火器等の消火用具を準備しておきましょう。

住宅防火 命を守る 7つのポイント

—3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
寝たばこをして眠り始め、手からポロリと布団に落ちると、長い時間くすぶった状態になり、その後発火する危険性があります。寝たばこは絶対にしないようにしましょう。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
カーテンや障子などから離れたところで使用して、上方に洗濯物を干さないようにしましょう。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
ちょっとだからと言って火をつけたまま用事をしない。離れるときは炎を小さくするだけではだめ、必ず火を消してからにしましょう。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

平成30年4月～平成30年9月までの入札結果の概要

単位：円

入札日	工事（業務）名	工事（業務）概要	施行場所 (納入場所)	種別	落札業者	落札金額	所管課
H30.4.25	町指定ごみ袋購入事業	材質：高密度ポリエチレン 規格：厚さ0.03mm 大きさ：大：100cm×65cm(45ℓ)・小：75cm×45cm(20ℓ) 数量：可燃用（大：190,000枚・小：140,000枚）・不燃用（大：40,000枚・小55,000枚）・ペットボトル用（大：65,000枚・小65,000枚）・びん・かん用（大：45,000枚・小75,000枚）	松 丸	物品購入	村上産業(株) 宇和島支店	4,924,692	建設環境課
H30.5.28	育苗施設外張り等改修工事	外張り・内張り等張替 5棟 巻上機取替 5棟	吉 野	建 築	日之出産業(株)	5,702,400	農林振興課
H30.5.28	育苗施設光台車購入事業	光台車 15台	吉 野	物品購入	(株)山崎農機	2,462,400	農林振興課
H30.5.28	ダンプトラック購入事業	ダンプトラック2t車(4WD) 1台〔取付品及び取付装置、付属品、自動車登録手数料、法定費用、自賠責保険等含む〕	松 丸	物品購入	(有)松野オートサービス	3,397,113	建設環境課
H30.6.25	松野町一般定期健康診断・ストレスチェック業務委託	松野町所属職員の一般定期健康診断・ストレスチェック業務	松 丸	委 託	愛媛県厚生農業協同組合連合会	836,156	総 務 課
H30.6.25	消防用小型動力ポンプ購入事業	消防用小型動力ポンプ(B-2級)(機装費用、付属品を含む)	松 丸	物品購入	喜多商事(株)	1,890,000	防災安全課
H30.6.25	消防用積載車購入事業	消防用積載車(機装費用、付属品を含む)	松 丸	物品購入	喜多商事(株)	5,130,000	防災安全課
H30.6.25	森の国ばっば温泉循環配管等化学洗浄業務委託	循環配管等の化学洗浄業務	松 丸	委 託	(株)ヨコハタ	1,188,000	ふるさと創生課
H30.7.26	蕨生2-15がけ崩れ防災対策工事	施工延長 L=15m 法覆コンクリート L=15m 石積工 A=68㎡ U型水路 L=15m ストンガード L=14m 仮設防護柵 L=16m	蕨 生	土 木	南予開発(有)	9,828,000	建設環境課
H30.8.17	ため池ハザードマップ作成業務委託	ため池2箇所(浸水想定区域図作成1式、ハザードマップ作成1式)	豊岡・蕨生	委 託	アジア航測(株) 松山営業所	3,024,000	農林振興課
H30.8.17	奥野川1-21集落・避難路保全斜面地震対策工事	施工延長 L=27m 法覆コンクリート L=27m 石積工 A=70㎡ U型水路 L=37m ストンガード L=26m 仮設防護柵 L=28m	奥野川	土 木	藤岡建設	15,336,000	建設環境課
H30.8.17	豊岡6-10集落・避難路保全斜面地震対策工事	施工延長 L=12m 法覆コンクリート L=12m 石積工 A=37㎡ U型水路 L=17m ストンガード L=18m 仮設防護柵 L=12m	豊 岡	土 木	中山産業(株)	10,476,000	建設環境課
H30.8.17	富岡7-20-A集落・避難路保全斜面地震対策工事	施工延長 L=22m 法覆コンクリート L=22m 石積工 A=34㎡ 水路工 L=28m ストンガード L=20m 仮設防護柵 L=22m	富 岡	土 木	(有)山口建設	13,251,600	建設環境課
H30.8.17	若者定住促進住宅 延野々団地 単身用 内装修繕工事	修繕箇所 N=10室 内装修繕工事 1式	延野々	建 築	金谷建設(有)	8,640,000	建設環境課
H30.8.17	若者定住促進住宅 延野々団地 世帯用 内装修繕工事	修繕箇所 N=9室 内装修繕工事 1式	延野々	建 築	(株)松野建設	7,884,000	建設環境課
H30.8.17	若者定住促進住宅 吉野団地 内外装修繕工事	修繕箇所 N=1室 内外装修繕工事 1式	吉 野	建 築	(有)太田工務店	1,507,680	建設環境課
H30.9.25	松野町簡易水道事業経営戦略策 定支援業務委託	松野町簡易水道特別会計 1会計	町内全域	委 託	(株)ぎょうせい 四国支社	1,944,000	建設環境課
H30.9.25	松野町道路法面・盛土・擁壁等 点検業務委託	点検道路延長 L=24km	豊岡 外	委 託	(株)五星 宇和島営業所	4,536,000	建設環境課
H30.9.25	町道滝の平線法面対策測量設計 業務委託	詳細設計 1式、用地測量 1式	延野々	委 託	(株)荒谷建設コンサルタント 宇和島営業所	4,968,000	建設環境課
H30.9.25	真土橋 橋梁補修調査設計業務委託	橋梁補修調査設計 N=1橋	蕨 生	委 託	(株)エイト日本技術開発 宇和島営業所	13,932,000	建設環境課
H30.9.25	道路維持管理車両購入事業	貨物車両 1台 ダブルキャブ ロングデッキ 2WD 最大積載量 1.25t	松 丸	物品購入	山崎自動車整備工場	1,935,870	建設環境課
H30.9.25	コミュニティバス用車両購入事業	コミュニティバス用車両 2台〔取付品及び取付装置、付属品、販売諸費用、自賠責保険等含む〕	松 丸	物品購入	山崎自動車整備工場	6,763,880	ふるさと創生課
H30.9.25	小型乗用自動車購入事業	小型乗用自動車 1台〔取付品及び取付装置、付属品、販売諸費用、自賠責保険等含む〕	松 丸	物品購入	(有)松野オートサービス	1,972,496	総 務 課

平成30年度公共工事の発注の見通しについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条第2項及び同法施行令（平成13年政令第34号）第5条第5項の規定に基づき、松野町における平成30年度公共工事の発注の見通しに関する事項を変更したので公表します。

この公表における公共工事は、250万円を超えると見込まれるものが対象です。

*ここに公表する内容は、公表時点での予定であるため、実際に発注する工事が公表内容と異なる場合、またはここに公表されていない工事が発注される場合があります。

平成30年10月1日現在

所管課	工事の名称	工事実施場所	工事期間	工事種別	工事の概要	入札及び契約の方法	入札を行う時期				備 考
							第1四半期 (4月～6月)	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月)	
農林振興課	育苗施設外張り等改修工事（5棟分）	松野町大字吉野	約3か月	建築	外張り内張りの張替と巻上げ設備の改修	指名競争入札	○				発注済
建設環境課	蕨生2-15 がけ崩れ防災対策工事	松野町大字蕨生	約5か月	土木	法覆コンクリート L=15.0m 排水工一式 外	指名競争入札		○			発注済
建設環境課	奥野川11-21 集落・避難路保全斜面地震対策工事	松野町大字奥野川	約6か月	土木	法覆コンクリート L=27.0m 排水工一式 外	指名競争入札		○			発注済
建設環境課	豊岡6-10 集落・避難路保全斜面地震対策工事	松野町大字豊岡	約5か月	土木	法覆コンクリート L=12.0m 排水工一式 外	指名競争入札		○			発注済
建設環境課	富岡7-20-A① 集落・避難路保全斜面地震対策工事	松野町大字富岡	約6か月	土木	法覆コンクリート L=22.0m 排水工一式 外	指名競争入札		○			発注済
建設環境課	若者定住促進住宅 延野々団地単身用 内装修繕工事	松野町大字延野々	約2か月	建築	N=10室 内装修繕工事一式	指名競争入札		○			追加 (発注済)
建設環境課	若者定住促進住宅 延野々団地世帯用 内装修繕工事	松野町大字延野々	約2か月	建築	N=9室 内装修繕工事一式	指名競争入札		○			追加 (発注済)
建設環境課	町道延行線改良工事	松野町大字蕨生	約4か月	土木	L=50m、W=3.0(4.0)m 土工一式 外	指名競争入札			○		変更
建設環境課	町道葛川富岡線改良工事	松野町大字吉野	約4か月	土木	L=50m、W=3.0(4.0)m 土工一式 外	指名競争入札			○		変更
建設環境課	蕨生2-9 がけ崩れ防災対策工事	松野町大字蕨生	約4か月	土木	法覆コンクリート L=19.0m 排水工一式 外	指名競争入札			○		変更
建設環境課	舗装修繕工事	松野町大字吉野外	約4か月	舗装	舗装修繕一式	指名競争入札			○		
建設環境課	町道滝の平線法面对策工事	松野町大字延野々	約4か月	土木	L=20m 法面对策一式 外	指名競争入札			○		
建設環境課	高橋橋梁補修工事	松野町大字目黒	約4か月	土木	L=22.95m、W=4.00m 橋梁補修一式	指名競争入札			○		変更
建設環境課	袖野橋橋梁補修工事	松野町大字目黒	約4か月	土木	L=8.00m、W=3.50m 橋梁補修一式	指名競争入札			○		変更
建設環境課	櫻谷災害関連緊急がけ崩れ対策工事	松野町大字蕨生	約4か月	土木	法覆コンクリート L=25.0m 排水工一式 外	指名競争入札			○		追加
建設環境課	富岡7-20-A② 集落・避難路保全斜面地震対策工事	松野町大字富岡	約4か月	土木	法覆コンクリート L=9.0m 排水工一式 外	指名競争入札			○		追加
建設環境課	奥野川11-11 集落・避難路保全斜面地震対策工事	松野町大字奥野川	約4か月	土木	法覆コンクリート L=26.0m 排水工一式 外	指名競争入札			○		追加
農林振興課	延野々大井手頭首工災害復旧工事	松野町大字延野々	約3か月	土木	固定堰延長 L=10m 土工一式 外	指名競争入札			○		追加
農林振興課	生田頭首工災害復旧工事	松野町大字奥野川	約6か月	土木	固定堰延長 L=8m 土工一式 外	指名競争入札			○		追加
農林振興課	林道広見篠山線（豊岡宮川線）災害復旧工事	松野町大字豊岡	約6か月	土木	被災延長 L=67m 土工一式 外	指名競争入札			○		追加
農林振興課	林道日吉松野線災害復旧工事	松野町大字蕨生	約6か月	土木	被災延長 L=38m 土工一式 外	指名競争入札			○		追加
農林振興課	林道上目黒線災害復旧工事	松野町大字目黒	約3か月	土木	被災延長 L=30m 土工一式 外	指名競争入札			○		追加
中央診療所 保健福祉課	中央診療所及び保健センター スプリンクラー等施設整備工事	松野町大字延野々	約3か月	消防施設	自動消火設備一式 外	指名競争入札			○		追加

平成29年度決算に基づく松野町の健全化判断比率等を公表します

■概 要

この公表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づいて行うものです。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要となる行財政の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の早期健全化に資することを目的としています。

公表するのは、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）と(5)資金不足比率の5指標です。健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準（イエローカード）以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準（レッドカード）以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定める必要があります。

■健全化判断比率及び資金不足比率

本町の平成29年度決算に基づいて算定し、監査委員の審査を経て議会へ報告した健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおりいずれの比率も国の基準を下回り、現在のところ財政状況は健全であるといえます。

実質公債費比率は4.5%で、対前年度比で0.8%改善しています。主な要因は、過疎対策事業債等の有利な起債の獲得に努めた結果、普通交付税が前年度比4千490万8千円・2.9%増となったことなどが影響しています。

いずれの指標も早期健全化基準内となっており、今後も改善傾向で推移する見込みとなっていますが、引き続き行財政改革を徹底し、財政の健全化に取り組めます。

○健全化判断比率

指 標 名	平成29年度 A	平成28年度 B	比較(A - B)	早期健全化基準	財政再生基準
※実質赤字比率	－（該当なし）	－（該当なし）	－	15.0%	20.0%
※連結実質赤字比率	－（該当なし）	－（該当なし）	－	20.0%	30.0%
実質公債費比率	4.5%	5.3%	△0.8%	25.0%	35.0%
※将来負担比率	－（該当なし）	－（該当なし）	－	350.0%	

※平成29年度決算は黒字であり、実質赤字額、連結実質赤字額がないため「－（該当なし）」で表示。

将来負担比率は、将来負担額に充当可能な財源額（町の年間収入）が、将来負担額を上回っているため「－（該当なし）」で表示。

○資金不足比率

会計名	平成29年度	平成28年度	経営健全化基準
※簡易水道特別会計	－（該当なし）	－（該当なし）	20.0%

※平成29年度決算は黒字であり、資金不足比額がないため「－（該当なし）」で表示。

【用語解説】

項 目	内 容
実 質 赤 字 比 率	福祉、教育、まちづくりなど、行政事務本体を扱う一般会計等（一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計）の赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを表します。家計に例えれば、年収に占める年間赤字額の割合を示すものです。 黒字であれば「－（該当なし）」という公表になります。
連結実質赤字比率	一般会計等に加え、国民健康保険・診療所・簡易水道・介護保険・後期高齢者医療保険特別会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを表します。 黒字であれば「－（該当なし）」という公表になります。
実 質 公 債 費 比 率	町の年間収入のうち、借入金（地方債）の返済及びこれに準ずる返済に充てている割合を示し、資金繰りの苦しさを表します。 これには、一部事務組合への負担金や公営企業会計等に対する繰出金のうち、借金返済に相当するものも含まれています。 家計に例えると、年収に占める年間の借金返済額の割合を示すものです。
将 来 負 担 比 率	一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高が、町の年間収入の何年分に相当するのかわかり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表します。 家計に例えると、借金残高が年収の何年分に相当するのかわかり、将来支払っていく可能性のある負担等の残高を上回る場合は、「－（該当なし）」という公表になります。
資 金 不 足 比 率	公営企業会計（簡易水道特別会計）の資金の不足額の程度を示し、経営状態の悪化の度合いを表します。 資金不足額がなければ、「－（該当なし）」という公表になります。

11月の森の国行事予定表

発行／松野町役場

編集／総務課

〒768-2162 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343
☎0895・42・1111

URL: <http://www.town.matsuno.ehime.jp/>
E-mail: m-sounu@town.matsuno.ehime.jp

日	曜日	予 定
1	木	
2	金	森の国文化祭（展示）
3	土	文化の日 森の国文化祭（文化体験ワークショップ・芸能大会ほか）健康診査・各がん検診（休日健診）／保健センター乳がんマンモグラフィー検診／保健センター（午前） 当 植木整形外科 ☎22-0022 当 石川循環器科内科 ☎20-0320 当 こおり小児科 ☎24-5633 当 町立北宇和病院 ☎45-3400
4	日	当 ますだクリニック ☎23-6611 当 宇都宮内科胃腸科 ☎25-7228 当 山下小児科 ☎23-0055 当 市立吉田病院 ☎52-0611
5	月	
6	火	
7	水	粗大ごみ収集／目黒基幹集落センター（9：30～11：00）
8	木	
9	金	
10	土	チャリティレクバレー大会
11	日	粗大ごみ収集／役場（9：00～11：00）当 鎌野病院 ☎24-6611 当 田中循環器科内科 ☎22-0504 吉野生地区文化祭・防災フェア 当 こばやし小児科 ☎23-1150 当 永井内科医院 ☎32-6688
12	月	
13	火	
14	水	粗大ごみ収集／上家地集会所（9：30～11：00）
15	木	町内音楽発表会
16	金	
17	土	
18	日	松野中学校文化祭 当 友松外科・胃腸科 ☎22-0410 当 和霊町松浦内科 ☎23-1510 愛媛県知事選挙 当 やくしじこどもクリニック ☎24-1386 当 鬼北町国保日吉診療所 ☎44-2250
19	月	
20	火	
21	水	粗大ごみ収集／富岡集会所（9：30～11：00）
22	木	
23	金	勤労感謝の日 当 河野整形外科クリニック ☎22-1822 当 兵頭内科医院 ☎25-2772 史跡見学会「河後森城の植生・景観調査」 当 こおり小児科 ☎24-5633 当 旭川荘南愛媛病院 ☎45-1101
24	土	
25	日	当 ますだクリニック ☎23-6611 当 松澤循環器科内科 ☎25-5858 当 山下小児科 ☎23-0055 当 市立津島病院 ☎32-2011
26	月	肺がんCT検診／目黒基幹集落センター（午前）／保健センター（午後）
27	火	肺がんCT検診／吉野生交流促進センター
28	水	粗大ごみ収集／豊岡前公民館（9：30～11：00） 肺がんCT検診／保健センター
29	木	
30	金	

ごみ収集日程表

可燃物

月	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
火	松丸・吉野・蕨生・奥野川
水	
木	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
金	松丸・吉野・蕨生・奥野川

※吉野葛川地区…毎週火曜日

不燃物 資源

月	松丸・吉野・蕨生・奥野川
火	
水	
木	
金	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒

※上家地…第1・第3金曜日
吉野葛川地区…第2・第4月曜日

PETボトル びん・かん

月	
火	
水	町内全域
木	
金	

※上家地…第2・第4水曜日
吉野葛川地区…第1・第3水曜日

古紙類

月	
火	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
水	
木	松丸・吉野・蕨生・奥野川
金	

※上家地…第2火曜日
吉野葛川地区…第1木曜日

**混ぜればゴミ！
分ければ資源！
ゴミの減量化に
ご協力ください！**

※休日当番医は、変更になることがありますので、新聞や電話等で確認し、事前に症状を説明し受診しましょう。